政令第六十九号

特別児童扶養手当等の支給に関する法律に基づき都道府県及び市町村に交付する事務費に関する政令の一部を改正する政令

内閣は、特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和三十九年法律第百三十四号）第十四条の規定に基づき、この政令を制定する。

特別児童扶養手当等の支給に関する法律に基づき都道府県及び市町村に交付する事務費に関する政令（昭和四十年政令第二百七十号）の一部を次のように改正する。

第一条第一号中「二千三百五十円」を「二千三百五十二円」に改める。

第二条中「千四百五十円」を「千四百五十二円」に改める。

附　則

この政令は、公布の日から施行し、改正後の規定は、平成二十四年度分の事務費交付金から適用する。

厚生労働大臣　田村　憲久
内閣総理大臣　安倍　晋三

健康保険法施行令等の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十五年三月二十一日
内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第七十号

健康保険法施行令等の一部を改正する政令

内閣は、健康保険法（大正十一年法律第七十号）第百十五条第二項（同法第百十五条の二第二項及び第百四十九条において準用する場合を含む。）、船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）第八十三条第二項（同法第八十四条第二項において準用する場合を含む。）、国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）第六十条の二第二項（同法第六十条の三第二項において準用する場合を含む。）、国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）第五十七条の二第二項（同法第五十七条の三第二項において準用する場合を含む。）、地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）第六十二条の二第二項（同法第六十二条の三第二項において準用する場合を含む。）、介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第五十一条の二第二項において準用する同法第五十一条第二項及び同法第六十一条の二第二項において準用する同法第六十一条第二項並びに健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）附則第百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第二十六条の規定による改正前の介護保険法第五十一条の二第二項において準用する同法第五十一条第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

（健康保険法施行令の一部改正）

第一条　健康保険法施行令（大正十五年勅令第二百四十三号）の一部を次のように改正する。

附則第五条第一項中「平成二十五年三月」を「平成二十六年三月」に改める。

附則第六条中「平成二十五年七月三十一日」を「平成二十六年七月三十一日」に改める。

（船員保険法施行令の一部改正）

第二条　船員保険法施行令（昭和二十八年政令第二百四十号）の一部を次のように改正する。

附則第三条第一項中「平成二十五年三月」を「平成二十六年三月」に改める。

附則第四条中「平成二十五年七月三十一日」を「平成二十六年七月三十一日」に改める。

（国家公務員共済組合法施行令の一部改正）

第三条　国家公務員共済組合法施行令（昭和三十三年政令第二百七号）の一部を次のように改正する。

附則第三十四条の四第一項中「平成二十五年三月」を「平成二十六年三月」に改める。

附則第三十四条の五中「平成二十五年七月三十一日」を「平成二十六年七月三十一日」に改める。

（国民健康保険法施行令の一部改正）

第四条　国民健康保険法施行令（昭和三十三年政令第三百六十二号）の一部を次のように改正する。

附則第二条の二第一項中「平成二十五年三月」を「平成二十六年三月」に改める。

附則第三条中「平成二十五年七月三十一日」を「平成二十六年七月三十一日」に改める。

（地方公務員等共済組合法施行令の一部改正）

第五条　地方公務員等共済組合法施行令（昭和三十七年政令第三百五十二号）の一部を次のように改正する。

附則第五十二条の五の二第一項中「平成二十五年三月」を「平成二十六年三月」に改める。

附則第五十二条の五の三中「平成二十五年七月三十一日」を「平成二十六年七月三十一日」に改める。

（介護保険法施行令等の一部改正）

第六条　次に掲げる政令の規定中「平成二十五年七月三十一日」を「平成二十六年七月三十一日」に改める。

一　介護保険法施行令（平成十年政令第四百十二号）附則第十三条（見出しを含む。）

二　健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）附則第百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険法施行令附則第十三条（見出しを含む。）

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

内閣総理大臣　安倍　晋三
総務大臣　新藤　義孝
財務大臣　麻生　太郎
文部科学大臣　下村　博文
厚生労働大臣　田村　憲久

国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十五年三月二十一日
内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第七十一号

国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令の一部を改正する政令

内閣は、国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）第七十三条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令（昭和三十四年政令第四十一号）の一部を次のように改正する。

附則第二条の見出し中「平成二十三年度」を「平成二十四年度」に改め、同条第一項中「平成二十三年度」を「平成二十四年度」に、「平成二十三年三月一日から平成二十四年二月二十九日まで」を「平成二十四年三月一日から平成二十五年二月二十八日まで」に改め、同条第二項中「平成二十三年度」を「平成二十四年度」に、「国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令等の一部を改正する政令（平成二十四年政令第七十五号）第一条の規定」を「国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令の一部を改正する政令（平成二十五年政令第七十一号）」に、「平成二十四年度」を「平成二十五年度」に改める。

附　則

この政令は、公布の日から施行し、この政令による改正後の附則第二条の規定は、平成二十四年度に係る国民健康保険組合に対する補助金について適用する。

厚生労働大臣　田村　憲久
内閣総理大臣　安倍　晋三

防衛省の職員の給与等に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十五年三月二十一日
内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第七十二号

防衛省の職員の給与等に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、防衛省の職員の給与等に関する法律（昭和二十七年法律第二百六十六号）第五条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

防衛省の職員の給与等に関する法律施行令（昭和二十七年政令第三百六十八号）の一部を次のように改正する。

別表第一イの表中

59	62
59	63
60	63
60	63
61	64
61	
61	
61	
62	
62	
62	

を

58	60
58	61
59	61
59	61
59	61
59	
59	
60	
60	
60	

に改め、別表第一ロの表一等陸佐、一等海佐及び一等空佐の㈠欄の項中

31	32
31	33
31	33
32	34
32	34
32	35
32	35
33	36
33	36
33	37
33	38
33	39
33	40
	41

を

30	31
30	31
31	32

に改め、同表一等陸佐、一等海佐及び一等空佐の㈡欄の項中